

ゴールデンウィーク期間【4/27（土）～5/6（月）】の市の施設等 休業日・休館日のお知らせ

市役所	4/27（土）～5/6（月）休業 ※上記期間の休日窓口業務は4/27（土）、5/4（土）で行います。 ※上記期間の死亡届に伴う火葬許可書の発行は、麻生庁舎総合窓口室で行います。事前にご連絡いただければスムーズな手続きが可能です。
公民館	麻生公民館 4/27（土）～5/6（月）休業 ※現在、麻生公民館ではエレベータ設置工事および施設の改修工事を行っており、安全確保のため、一部利用を制限しています。つきましては、休館期間を設け集中的に工事を実施しますので、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。 北浦公民館 4/29（月）・5/6（月）休業 玉造公民館 4/29（月）・5/6（月）休業
図書館	期間中は休まず開館
麻生運動場 北浦運動場 玉造運動場	期間中は休まず開館
麻生衛生センター	4/28（日）～4/29（月）休業 5/3（金）～5/6（月）休業
玉造有機肥料供給センター	4/27（土）～5/6（月）休業
資源ごみ（紙類）ストックヤード	土日は通常どおり搬入できます

あそう温泉 白帆の湯	期間中は休まず営業
天王崎観光交流センター コテラス	期間中は休まず営業
北浦荘	期間中は休まず営業
霞ヶ浦ふれあいランド	期間中は休まず営業
観光物産館 こいこい	期間中は休まず営業

※営業時間等はお問い合わせください。



ごみ収集・環境美化センターの業務予定

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111
 環境美化センター ☎0299-72-1853

環境美化センターは、**4月28日（日）から5月6日（月）まで休業**します。
 期間中のごみ収集は、次のとおりです。

4月27日（土）	北浦地区 燃えるごみ・資源ごみの収集日 【美化センター】（通常業務） 受付時間：午前8時30分～午前11時30分
4月29日（月） （昭和の日）	麻生地区 燃えるごみ・資源ごみの収集日 （美化センター休業日）
4月30日（火） （退位の日）	玉造地区 燃えるごみ・資源ごみの収集日 （美化センター休業日）
5月1日（水） （即位の日）	北浦地区 燃えるごみの収集日 ※燃えるごみ以外は、収集しません （美化センター休業日）
5月2日（木） （国民の休日）	麻生地区 燃えるごみの収集日 ※燃えるごみ以外は、収集しません （美化センター休業日）

5月3日（金） （憲法記念日）	玉造地区 燃えるごみの収集日 ※燃えるごみ以外は、収集しません （美化センター休業日）
5月4日（土） （みどりの日）	北浦地区 燃えるごみ・資源ごみの収集日 （美化センター休業日）
5月6日（月） （振替休日）	麻生地区 燃えるごみ・資源ごみの収集日 （美化センター休業日）



行方市議会議員一般選挙のお知らせ

【問い合わせ】行方市選挙管理委員会（総務課内） ☎0299-72-0811

任期満了に伴う「行方市議会議員一般選挙」関係の日程をお知らせします。皆さん投票しましょう。

【投票日】 4月21日（日） 午前7時～午後6時

■選挙すべき人員 18人

■投票所

市内21カ所（茨城県議会議員一般選挙からの変更はありません）

※投票日当日は、投票所入場券に記載された投票所でのみ投票ができます。記載された投票所を必ずご確認ください。

■投票できる方

1. 年齢要件 平成13年4月22日までに生まれた日本国民
2. 居住要件 平成31年1月13日までに行方市に住民登録し、引き続き行方市に住民登録されている方

※投票日までに市外へ転出された方は、転出日以降は投票できません。

■期日前投票のご案内

投票日に仕事やレジャーなどで投票所へ行くことができない方は、期日前投票をご利用ください。

1. 期 間 4月15日（月）～4月20日（土）
2. 時 間 午前8時30分～午後8時
3. 場 所 ①市役所麻生庁舎1階ロビー
②市役所北浦庁舎1階第4会議室
③市役所玉造庁舎1階ロビー

※期日前投票は、どこの期日前投票所でも投票することができます。

※投票の際は、ご本人分の投票所入場券を切り離して持参してください。また、投票所入場券が届いていない場合でも、確認の上、投票ができますので、投票所の係員にその旨をお伝えください。

■不在者投票のご案内

1. 滞在地での不在者投票

出張などで行方市において投票できない場合は、滞在地などの選挙管理委員会では不在者投票ができます。

2. 病院等（県の指定施設）での不在者投票

不在者投票をすることができる指定病院、指定老人ホームなどに入所している方は、その施設で不在者投票ができます。詳しくは施設代表者（不在者投票管理者）にお問い合わせください。

3. 郵便等による不在者投票

身体に一定の重度の障害を有する方は、郵便等による不在者投票制度があります。この制度を利用する場合は、郵便等投票証明書の交付を受けることが必要となり、この証明書をお持ちでない方や有効期限が切れている方は、事前に選挙管理委員会への申請が必要です。なお、この制度の投票用紙請求期限は4月17日（水）までとなります。

※全て郵便でのやりとりとなりますので、手続きはお早目をお願いします。

■開票

1. 日 時 4月21日（日） 午後8時～
2. 場 所 行方市立北浦中学校体育館（臨時電話：0291-35-3866）

※選挙開票結果については、市のホームページでもお知らせします。

大事な投票、忘れずに!



高齢者福祉事業について紹介します

【問い合わせ】介護福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

市では、高齢者の方が住み慣れた地域や住まいで自立した生活を送ることができるよう支援しています。

サービスの利用については、介護福祉課にお問い合わせください。

※各事業とも、対象者要件や利用者負担がある場合があります。



事業名	事業概要	申請受付
愛の定期便事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、牛乳等の乳製品を定期的に業者が宅配するとともに、安否確認を行います。	介護福祉課（玉造庁舎）
緊急医療情報キット支給事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急救命時に役立つ緊急医療情報キット【情報シート（持病・連絡先等の個人情報を記載）・シール（利用者を知らせる玄関用）・マグネット（保管場所を知らせる冷蔵庫用）】を給付します。	
緊急通報システム事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、急病などの緊急時に迅速な対応を図るため、近親者や近隣協力員などの連絡体制を整備するとともに、簡単な操作で消防本部に通報できる装置を設置します。	
日常生活用具給付等事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、日常生活用具【卓上用電磁調理器、火災報知器、家具転倒防止器具等（70歳以上）】を給付します。	
介護慰労金支給事業	5月31日現在で、介護保険の要介護4・5の在宅高齢者を介護する方に、年1回一律30,000円の慰労金を支給します（入院90日以上で、介護サービスを利用した場合を除く）。	
徘徊 <small>はいかい</small> 高齢者家族支援サービス事業	徘徊の見られる高齢者を介護している家族を対象に、安心して介護できる環境をつくるため、位置情報を送信する装置を貸与し、その高齢者が身につけることで位置情報を介護者に知らせます。	
いばらき高齢者優待制度（いばらきシニアカード）事業	65歳以上の高齢者へシニアカードを交付することにより、外出をうながすことによって、健康増進や引きこもりの防止をし、高齢者を地域・企業・行政が一体となり支えあう社会の構築を目指しています。 また、カード裏面に個人情報（住所・氏名・連絡先等）を記載することができ、緊急事態の照会に役立つようになっています。 ※協賛店へシニアカードを提示することにより、店ごとに設定されたサービスの提供があります。	
高齢者紙おむつ助成事業	介護保険制度の要支援者で、紙おむつの介護用品を必要とする在宅の65歳以上の高齢者（市民税非課税の世帯に属する者）を対象に、行方市指定の薬局・薬店で利用できる助成券（2,000円）を交付します（1カ月のうち15日以上入院やショートステイを利用した者を除く）。	
在宅福祉サービス事業	要介護者・要支援者・身体障害者等で、単独での移動が困難な人を対象に、通院および外出介護などのサービスや、日常生活を営むのに支障のある高齢者等への家事援助のサービスを提供します。	行方市社会福祉協議会

4月1日から
市の組織が一部変わります

【問い合わせ】総務課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

多様化、高度化する新たな行政需要や市政の喫緊の課題に対応し、効率的な行政運営を図るため、4月1日から市の組織の一部が変更になります。

○「**政策推進室**」の設置（麻生庁舎2階）

市長のトップマネジメントを補佐し、直面する喫緊の政策課題に的確に対応するため、**政策推進室**を設置します。

○「**ブランド戦略室**」の設置（農業振興センター）

6次産業化および地域ブランドの構築を戦略的に推進するため、6次産業推進室を**ブランド戦略室**に変更します。

これからも、より一層市民サービスの向上に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

4月1日から
各保健センターの名称が変わります

【問い合わせ】健康増進課（保健センター内） ☎0291-34-6200

4月1日から、各保健センターの名称が次のとおり変わります。

行方市麻生保健センター	→	行方市情報交流センター
行方市北浦保健センター	→	行方市保健センター
行方市玉造保健センター	→	行方市地域包括支援センター

※所在地と電話番号は変わりません。

民生委員・児童委員の交代がありました

【問い合わせ】社会福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

3月1日付で、新たに民生委員児童委員として、厚生労働大臣および茨城県知事から委嘱されました。地域の皆さんの身近な相談役としてよろしくお願ひします。任期は本年3月1日から11月30日です。

▶麻生地区

【島並上】高栖 勉 委員 (☎0299-72-0645)

▶北浦地区

【行 戸】飯島 ますみ委員 (☎0291-35-2286)



児童扶養手当のお知らせ

【問い合わせ】こども福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

児童扶養手当とは、主にひとり親で子を養育している方に支給される手当です。

手当額は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて額を改定する物価スライド措置がとられています。平成30年全国消費者物価指数の実績値は「対前年比+1.0%」と公表されたため、平成31年度の児童扶養手当額については1.0%の引き上げとなります。

詳しくは下記のとおりです。手当を受給するには要件があります。制度や申請に関しては、こども福祉課までお問い合わせください。

■平成31年4月分以降の手当額 ※（ ）内は平成31年3月分との差額

対象児童数	全部支給のとき	一部支給のとき	全部支給停止のとき
1人目	42,910円/月 (+410円)	42,900円～10,120円/月 (+410円～+90円)	0円/月
2人目	10,140円/月を加算 (+100円)	10,130円～5,070円/月を加算 (+100円～+50円)	—
3人目以降	対象児童1人につき 6,080円/月を加算 (+60円)	6,070円～3,040円/月を加算 (+60円～+30円)	—

療育手帳 判定等の巡回相談のお知らせ

【問い合わせ】茨城県福祉相談センター ☎029-221-4150 (代)

茨城県福祉相談センターでは、次のとおり本市で、知的障害のある方を対象に、巡回相談を行います。療育手帳の判定や再判定、相談を希望される方は、事前に予約が必要になりますので、茨城県福祉相談センターまでご連絡ください。

■期日 5月20日(月)

■時間 午前10時～午後2時30分

■対象 療育手帳をお持ちの18歳以上の方、18歳以上で療育手帳の相談を希望される方

■人数 6人(定員になり次第受付終了)

■場所 玉造庁舎 会議室

【問い合わせ】 国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

■助成金額

①【国保のみ】人間ドック 15,000 円

②【国保、後期高齢】脳ドック（健診有）15,000 円（健診無）10,000 円

※年度内の 1 人あたりの助成は人間ドックと脳ドックのいずれかであり、脳ドックの助成は、2 年に 1 回となります。

■資格要件

【国民健康保険の方】

- ・市で行う集団健診および医療機関で年度内に特定健診を受けていないこと（脳ドック健診無は可）
- ・人間ドック等受診日において満 40 歳以上 75 歳未満であること
- ・国民健康保険税を滞納していない世帯に属していること

【後期高齢者医療の方】

- ・市で行う高齢者健診を受けていること（脳ドック健診有は除く）
- ・後期高齢者医療保険料を滞納していないこと

■人間ドック等助成事業に係る市との契約医療機関一覧（平成 31 年 4 月現在）

名 称	国民健康保険	後期高齢者医療	電話番号
山王台病院	人間ドック 脳ドック（特定健診有） 脳ドック（特定健診無）	脳ドック（高齢者健診有） 脳ドック（高齢者健診無）	0299-26-3130
なめがた地域医療センター 健診センター	人間ドック 脳ドック（特定健診無）	脳ドック（高齢者健診無）	0299-56-0600
白十字総合病院健診センター	人間ドック 脳ドック（特定健診有） 脳ドック（特定健診無）	助成なし	0299-93-1779
筑波メディカルセンター （つくば総合健診センター）	人間ドック 脳ドック（特定健診有）	脳ドック（高齢者健診有）	029-856-3500
石岡循環器科脳神経外科病院	人間ドック 脳ドック（特定健診無）	脳ドック（高齢者健診無）	0299-58-5211
霞ヶ浦成人病研究事業団 健診センター	人間ドック 脳ドック（特定健診有） 脳ドック（特定健診無）	脳ドック（高齢者健診有） 脳ドック（高齢者健診無）	029-887-4563
石岡市医師会病院健診センター	人間ドック	助成なし	0299-23-4113
小山記念病院健康管理センター	人間ドック 脳ドック（特定健診有） 脳ドック（特定健診無）	脳ドック（高齢者健診有） 脳ドック（高齢者健診無）	0299-85-1139
土浦協同病院	人間ドック 脳ドック（特定健診無）	脳ドック（高齢者健診無）	029-830-3711
小美玉市医療センター	人間ドック	助成なし	0299-58-2711
茨城県メディカルセンター	人間ドック	助成なし	029-243-1111
牛久愛和総合病院総合健診センター	人間ドック 脳ドック（特定健診有）	脳ドック（高齢者健診有）	029-873-4334
筑波大学附属病院 つくば予防医学研究センター	人間ドック 脳ドック（特定健診有）	脳ドック（高齢者健診有）	029-853-4205

■申請方法

上記医療機関に直接電話等で受診日（2020 年 2 月末までに受診のこと）を予約後、認印を持参の上、国保年金課（玉造庁舎）または総合窓口室（麻生庁舎・北浦庁舎）へ申請してください。なお、受診券の発行に数日を要するため、医療機関への予約後は、お早目に申請をお願いします。

■申請期限

2020 年 1 月 6 日（月）※ただし、土・日・祝日・年末年始を除く

行方市で土地・住宅を取得し、居住を始める方へ 行方市定住応援助成金制度

【問い合わせ】行方市定住支援センター（麻生庁舎企画政策課内） ☎0299-72-0811

本市では、定住人口の増加と地域の活性化を目的に、市内に新たに土地・住宅を取得して居住を始める方に対し、次の助成金を交付しています。

2019年度は、土地要件と夫婦要件を緩和した助成制度を新設しました。

※該当要件がありますので、お気軽にお問い合わせください。なお、申請期間は、建物の登記完了後90日以内です。

■ 2019年度の助成内容

基本対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 本市に10年以上定住すること（要件が満たされなくなった場合は、補助金を返還していただきます） 世帯に本市の市税および税外収入金を滞納している者がいないこと 建物の登記原因日が、2020年3月31日までであること 登記完了の翌日から90日以内の申請であること 住宅取得費用（土地・住宅）が500万円以上であること（中古物件の取得を含む） 取得した住宅に台所、便所、浴室および居室が備えてあること 面積は60㎡以上であること。供用住宅の場合は、延床面積の1/2以上が居住用であり居住用部分の面積が60㎡以上であること 			
個別要件①	<ul style="list-style-type: none"> 本人またはその家族が所有し、現に居住している宅地以外の土地へ建築（ただし、宅地の拡張や一画地は該当しません） 		<ul style="list-style-type: none"> 建替えでないこと 	
個別要件②	<ul style="list-style-type: none"> 申請時に夫婦のいずれかが46歳未満であること 16歳未満（16歳の誕生日以降の最初の3月31日まで）の子どもの人数により加算 	<ul style="list-style-type: none"> 本市に一度も住民登録していないこと 2年以上転出していた方が転入後1年以内に住宅を取得した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 申請時の年齢が46歳未満であること（単身世帯含む） 	
助成金	住宅取得助成金 土地・住宅の取得金額の1% 20万円 （上限）	子育て助成金 16歳未満の子ども1人につき 5万円	U・I・Jターン助成金 単身世帯に 15万円 複数世帯に 30万円	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">新設</div> 住宅取得特別助成金 5万円

使用料金等検討委員会委員を募集します

下水道事業等使用料金検討委員会委員

- ▶ **募集人数** 流域下水（麻生地区）、特環下水（玉造地区）、農集（玉造地区）、戸別浄化槽各1人
- ▶ **職務** 検討委員会で、下水道、農業集落排水、戸別浄化槽使用料金等の検討をしていただきます。
- ▶ **応募資格** 20歳以上の行方市民
- ▶ **任期** 9月まで
- ▶ **応募方法** 指定の応募用紙でお申し込みください。用紙は、下水道課（玉造庁舎）および総合窓口課（玉造庁舎）、総合窓口室（麻生庁舎・北浦庁舎）にあります。また、市ホームページから申し込むことができます。※応募者多数の場合は抽選
- ▶ **応募期限** 4月25日（木）
- ▶ **問い合わせ・申し込み**
下水道課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

水道料金等検討委員会委員

- ▶ **募集人数** 3人程度
- ▶ **職務** 検討委員会で、水道料金の検討をしていただきます。
- ▶ **応募資格** 20歳以上の行方市民
- ▶ **任期** 9月まで
- ▶ **応募方法** 指定の応募用紙でお申し込みください。用紙は、水道課（泉配水場）および総合窓口課（玉造庁舎）、総合窓口室（麻生庁舎・北浦庁舎）にあります。また、市ホームページから申し込むことができます。
※応募者多数の場合、地域性等を考慮し選考
- ▶ **応募期限** 4月25日（木）
- ▶ **問い合わせ・申し込み**
水道課（泉配水場） ☎0299-55-1108



税金のお知らせ

行方市債権管理条例を制定しました

■制定の趣旨

本市では、市税をはじめ各種の保険料や使用料等多くの債権をかかえており、その取り扱いに関する法令も多岐にわたることから、債権の位置づけを明確にし、その取り扱いを統一化した「行方市債権管理条例」を制定しました。これにより、公平な市民負担を確保するとともに、より公正な行財政運営を推進していきます。

■施行日 平成31年4月1日

督促手数料を廃止します

条例改正により、平成31年4月1日から市税、保険料、使用料等の督促手数料が廃止になります。ただし、**平成31年3月31日以前**に納期限の到来した債権に対する督促手数料は、廃止の対象になりません。

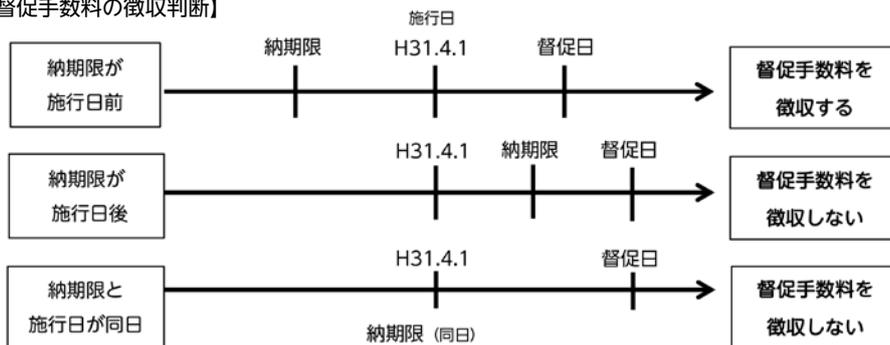
○督促手数料を廃止する市税

市・県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 等

○督促手数料を廃止する料金

介護保険料、後期高齢者医療保険料、道路占用料、保育料、下水道使用料、公共下水道受益者負担金等

【督促手数料の徴収判断】



市税の納付は口座振替が便利です

市税は口座振替による納付が便利です。納め忘れがなく、金融機関や市役所窓口に出向く必要もなく安心です。手続きは、市内の金融機関窓口でできます。口座振替依頼書は、市内の銀行、信用金庫、農協、郵便局に備えてありますので、手続きの際は預貯金通帳および通帳登録印鑑をお持ちください。

なお、口座振替の処理には1カ月程度の期間を要しますので、新年度課税分から口座振替を依頼する場合は早めの手続きをお願いします。

税目	納期限(口座振替日)
固定資産税	4期(5月・7月・9月・11月)の各月の末日
軽自動車税	5月末日
市県民税	4期(6月・8月・10月・12月)の各月の末日 ただし、12月は25日
国民健康保険税	9期(7月から3月まで)の各月の末日 ただし、12月は25日

※納期限が土曜日・日曜日・祝日の場合は、翌日が納期限となります。

【問い合わせ】 収納対策課(麻生庁舎) ☎ 0299-72-0811

平成30年4月～31年2月末現在 差押件数 496件
平成29年度 市税徴収率 99.2%